



広報 心ざがわ

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

2008

7

No.101

「安心して住み、安心して暮らせる」ふるさと古座川“の町づくり”を目指して

古座川町長 武田 丈夫



はじめに

ふるさと古座川のために力を尽くしたいとの思いから、古座川町長選挙に立候補し、当選させていただきました。

町長就任に当たり、平成20年古座川町議会第2回定例会で所信表明を行ったところですが、その決意と政治姿勢により、今後の町政運営に努めてまいります。この度私は、山村の市町

所信表明

村が抱える課題や問題点が山積する中で、ふるさと古座川のために力を尽くしたいと考え、町長選挙に立候補いたしました。

幸い多くの町民の皆様方のご支援を頂き、町政を担当させていただきました。誠に光栄に存じますとともに、今ここに町政を預かる職責の大きさとその重さを改めて痛感しているところで

ございます。この選挙期間中、短期間ではありますが、町内をくまなく回り、古座川町の実態をつぶさに見て参りました。

清流古座川とそれを守るように取り囲む緑豊かな森林、その中で、それらの自然に抱きかかえられるように暮らす町民の姿を見て、古座川町の原点を見たとの思いを持った次第です。

私は、こういった町民の皆様から様々なご意見を直接聞く機会を多く持ち、町政に生かしていきたいと考えております。

町民のための町政を推進すること。長年培ってきた県職員としての行政経験を生かし、国や県の動向を的確につかんで、その施策を効率よく取り入れながら「安心して住み、安心して暮らせる」ふるさと古座川“の町づくり”を目指していききたいと考えています。

そのための取り組みとして先ず健全な財政運営を行うこと。三位一体の改革は、山村の町村に大き

な経済的影響を与えております。

税収入などの自主財源が非常に少なく、財源の大半を地方交付税や起債に頼っている現状に鑑み、町財政の健全な運営に努めていかなければならないと考えています。

次に、高齢化する老人福祉への積極的な取り組みを行うこと。古座川町は、高齢化が進んでおり、かつ一人暮らしの老人世帯が非常に多いのを痛感いたしました。

このような高齢者が安心して暮らせるために、身の回りの小さな住環境の改善に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

そして古座川町の主産業である林業は、今低迷しています。林業の振興と森林の整備は、清流古座川を守るためにも欠くことの出来ないものです。

国や県の補助事業をうまく取り入れ、積極的に林業の振興と木材の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。特産品であるユズ、シキ

ミ、センリョウについては、今後生産が軌道に乗った時を見据え、市場動向調査や流通の確保を今から手がけていくと共に、まだ沢山残されている新たな地域特産品の開発にも取り組んでいきたいと考えています。

市町村合併については、平成16年8月に行った住民投票による町民の意見を尊重しつつ、今後国や県の動向を見ながら、皆様と共に町民が最も有利になる方向を選択していききたいと考えています。

子育てと教育については、若いお母さん、お父さん方が安心して子育てが出来るよう、地域全体で児童、生徒の成長を見守る社会づくりに取り組むとともに、少人数学級の弊害をなくすため、他の地域の子供たちとの交流を進めるなどして、未来を託する子

供たちが幅広く、大きく育つ地域教育づくりに積極的に取り組むたいと考えています。緑豊かな森林と清流古座川を持つ山村の町古座川は、豊かな自然、景観、風土、歴史など全国に誇れる数多くのものを持っています。

この豊かな自然環境を守りながら生かしていく町づくりを町民の皆様と一緒になって取り組んでみたいと思っております。課題は沢山ありますが、私はこれらの施策を一つ一つ着実に実施するため、

町民の皆様の数多くの意見を聞きながら、誠心誠意取り組んで参る所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げます。ご挨拶

古座川町議会新議員が決まりました！

任期満了による古座川町議会議員一般選挙（6月10日に告示、15日投開票）が行われ、新しく議員になられた方は次のとおりです。（敬称略）

※なお、7月2日の臨時議会で議長に新屋常夫氏、副議長に瀧口定延氏が選出されました。

大屋 一成	日下 博規	矢本 和久	新屋 常夫	谷 久司	瀧口 定延	佃 奈津代	廣畑 幹朗	新谷 稜助	山地 理平
月野瀬 三尾川	池野山	月野瀬	高池	大桑	直見	西川	平井	高池	

平成20年7月1日より 最低賃金法が変わりました

改正の概要

- 1 地域別最低賃金を決定する場合に、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。
- 2 地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。
- 3 産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反（罰金の上限額50万円）となります。
- 4 全ての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設されます。
- 5 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 6 時間額、日額、週額又は月額で定めることとされてきた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなります。

道路交通法が一部改正されました

平成20年6月1日より道路交通法が一部改正されました。改正のポイントは大きく分けて次の3点です。

1. 自転車の通行ルールが変わりました。

- ① 自転車は歩道通行できるのは、今までは歩道通行可の標識がある場所のみでしたが、ア 歩道通行可の標識があるとき
イ 以下のものが運転するとき
・ 13歳未満の児童・幼児
・ 70歳以上の高齢者
・ 内閣府令で定める障害のある身体障害者（視聴覚の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由）
- ウ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき歩道上を通行する際、歩行者の通行を妨げるときは一時停止をしたり、歩行者の安全に注意しなければなりません。ただし、やはり自転車は車道通行が基本ということは変わっていません。
- ② 歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます。この場合も歩行者の通行を妨げるおそれのある時は、自転車を押し渡りましょう。
- ③ 13歳未満の子供に自転車を乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用するように努めなければなりません。

2. 後部座席シートベルト

着用義務化運転者は、自動車運転時にシートベルトを装着させなければなりません。（非着用の致死率は着用している場合の3〜4倍です。）

75歳以上の高齢者ドライバーは、車の前後の他の車から見えやすい位置につけなければなりません。また、一部の聴覚障害者の方が条件付きで普通免許の取得が可能になりました。免許の取得が認められる聴力に達していないものの、特定後写鏡（所定のワイドミラー）を車室内で使用することにより、安全な運転に支障を及ぼすおそれのない聴力障害者が対象です。

お問い合わせ先
串本警察署交通課
Tel 0735-162-0110

社会保険庁からのお知らせ

「ねんきん特別便」の発送と58歳通知等の中止について

年金加入中の皆様に、年金記録のお知らせ「ねんきん特別便」を、今年2月から10月までの間に順次発送します。ただし、「ねんきん特別便」の配付に協力いただく事業所に勤務されている方へは、お勤め先から配付していただきます。

「ねんきん特別便」が届いたら年金記録を確認して「回答票」に記入の上、返信用封筒で回答をお願いします。（ご家族でもお一人一人に届く時期は異なります。）平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方は、当時の記録に漏れないか注意してください。なお、昨年までお知らせしていた年金記録の「58歳通知」・「35歳通知」は、昨年11月で中止となり、「ねんきん特別便」で年金記録を確認していただくこととなりましたのでお知らせします。

昭和24年4月2日から昭和26年4月1日生まれの方で、記録に「もれ」や「間違い」がないと回答した方には、年金見込額試算を送付します。ただし、「ねんきん特別便」に記載した記録だけで年金請求に必要な期間を満たしている場合に限りです。

また、平成21年度以降は年金加入者の方に「ねんきん定期便」で年金記録をお知らせする予定となっています。

お問い合わせ先
ねんきんダイヤル
Tel 0570-05-1165

国税局からのお知らせ

税務相談室分局は平成20年7月10日に「電話相談センター」に統合されます。

（注）税務相談室分局は、平成20年7月9日をもって閉鎖し、平成20年7月10日以降、面接による相談は行わないこととなります。

平成20年7月10日〜10月31日までの間

① 電話による一般的な相談をされる方はこれまでどおり、税務相談室分局の電話番号をご利用ください。なお、税務相談室分局に電話された場合には、電話相談センターへ自動転送され、専門スタッフがご相談をお受けいたします。

② 書類を確認する必要がある場合など、面接による相談をされる方は書類を確認する必要があるなど、ご相談内容により電話での回答が困難な場合は、これまでどおり、事前に電話等でご予約をいただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けいたします。なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容などをお伺いいたします。

平成20年11月4日以降
税金に関する相談をされる方又は相談の事前予約など、税務署にご用の方は、所轄の税務署へお電話をおかけください。

税務署に電話された場合には、自動音声案内により、電話相談センター又は税務署にご案内いたします。

（注）平成20年11月4日以降、税務相談室分局の電話番号はご利用になれません。

お問い合わせ先
新宮税務署総務課 Tel 0735-122-5262

人事異動

- 平成20年5月3日付けで職員的人事異動がありました。
- （新）
 議会事務局長 建設課長
 会計管理者兼出納室長 議会事務局長 中田 定
 建設課長 産業振興課長補佐 橋本 尚規
- （旧）
 建設課長 羽山 勤
 議会事務局長 中田 定
 産業振興課長補佐 橋本 尚規
- 5月2日付退職
西前 啓市

平成20年度 自衛官等募集のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
2等陸海空士	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。
2等陸海空士 (女子)	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月10日	9月28日
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月10日	9月20日
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月1日から 9月10日	9月23日
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月8日から 9月30日	10月25日
防衛医科大学校 学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月8日から 9月30日	11月1日 11月2日
防衛大学校 学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月8日から 9月30日	11月15日 11月16日

お問い合わせは 自衛隊新宮地域事務所 Tel 0735-21-3449